

平成 年 月 日

ヘルスアップチャレンジ 健康事業所宣言 申込書

当事業所は、社員が心身ともに元気に働ける事業所を目指して健康事業所宣言を行い、①～④に取り組みます。

① 健康診断の実施（必須項目）

法令に従い、社員に対して健康診断を100%実施します。

② 社員の生活習慣改善を支援（必須項目）

生活習慣の改善のため、健診結果に基づく保健指導及び特定保健指導を対象者全員が受けられるよう努めます。

③ 検査・治療の勧奨（必須項目）

健診結果で再検査、精密検査又は治療の必要があった場合、対象者全員に対し医療機関を受診するよう勧めます。

④ 健康づくりに向けて次の取組を実施します（選択項目）

（次の中から1項目以上選び、□に✓を入れてください。）

※具体的な取組内容については案内資料参照

健康増進・生活習慣病対策

禁煙対策


食生活の改善

感染症対策

運動の推進

こころの健康づくり

事業所情報

事業所名				
事業所記号		支店名		
住所		〒		
※ 代 表 者	役職	電話番号		
	氏名	担当者氏名		
メールアドレス				
保険組合だより、組合ホームページ等での事業所名掲載について (希望しない場合はチェックをつけてください)				<input type="checkbox"/> 希望しません
 「健康経営優良法人」の認定申請を希望されますか (申請は法人単位となりますので、本社事業所のみお答えください)				<input type="checkbox"/> 申請する予定 (検討中も含む)

※支店ごとに申し込む場合については、支店代表者役職・氏名としてください

(参考) 健康経営優良法人・ヘルスアップチャレンジ項目 対応表

「健康経営優良法人」の認定申請をご検討の事業所様は、こちらも参考にしてください

健康経営優良法人2018（中小規模法人部門）			具体的な取組み例	
項目番号	内容	認定要件	チャレンジ項目	取組内容例*
1	健康宣言の社内外への発信	必須		・健康事業所宣言証明書を社内掲示
	経営者自身の健診受診			・経営者自身も健康診断を受診
2	健康づくり担当者の設置			・健康管理担当者の設置
3-1-1	定期健診受診率【実質100%】	(2項目以上)	(必須)	・年に1回実施する定期健診を100%実施
3-1-2	受診勧奨の取り組み		(必須)	・健診結果等で再検査や治療の必要があった場合、対象者全員に対し医療機関を受診するよう勧める
3-1-3	50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			・従業員50人未満の事業場において、ストレスチェック制度に準じて、ストレスチェックを実施していること
3-1-4	健康増進・過重労働防止等に向けた具体的目標（計画）の設定			・実施主体を明確にした安全衛生計画、健康増進計画を策定
3-2-1	管理職又は従業員に対する教育機会の設定	(1項目以上)		・従業員向け、管理職向けの研修を実施 ・回覧による健康課題の周知
3-2-2	適切な働き方実現に向けた取り組み			・ノー残業デイの導入 ・年次休暇取得の目標設定
3-2-3	コミュニケーションの促進に向けた取り組み			・家族同伴の社内運動会の実施 ・社内歩数競争による日々のコミュニケーション増加
3-2-4	病気の治療と仕事の両立支援に向けた取り組み			・有給・無給にかかわらず、入院治療や通院のために年次休暇とは別に傷病休暇・病気休暇を取得できる制度を整えている
3-3-1	保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供	(3項目以上)	(必須)	・保健指導が必要と判断された対象者に保健指導の機会の提供 ・特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇認定
3-3-2	食生活の改善に向けた取り組み			・従業員の健康意識向上のため、自動販売機の飲料を低糖低カロリーのものに変更
3-3-3	運動機会の増進に向けた取り組み			・運動不足解消のためのラジオ体操、ストレッチの実施 ・従業員の歩数増加のための従業員対抗歩数競争
3-3-4	受動喫煙対策に関する取り組み ※健康経営優良法人2019の認定基準では必須項目となります			・全ての事業場において、敷地内禁煙、屋内完全禁煙又は喫煙室内以外禁煙の実施
3-3-5	従業員の感染症予防に向けた取り組み			・インフルエンザ等の予防接種の費用負担 ・アルコール消毒液の設置やマスクの配布
3-3-6	長時間労働者への対応に関する取り組み			・組織として、過重労働防止に向けた対応策を策定し実行している
3-3-7	メンタルヘルス不調の予防、不調者への対応に関する取り組み			・対象者には定期的な医療関係者（第三者）面談を実施 ・外部の相談窓口と契約し、当該窓口の利用を促している
4	40歳以上の従業員の健康診断データの提供	必須		・組合に40歳以上の従業員の健康診断データを提供
5	法令遵守・リスクマネジメント			・定期健診の実施 ・特定健康診査、特定保健指導の実施 ・50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施 ・その他、従業員の健康管理に関する法令について重大な違反をしていない

※基準の詳細については、
経済産業省ホームページ「健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定基準解説書」をご覧ください。